

- 杉田源太郎委員長** ただいまから市民福祉常任委員会を開会いたします。
それでは、これより議案の審査を行います。
本委員会に付託された案件は全部で8件であります。
審査順序は、お手元に配付の審査順表のとおり、こども未来部、健康福祉部の順に審査したいと思います。これに御異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 杉田源太郎委員長** 異議なしと認めます。よって、お手元の審査順表のとおり審査することにいたします。
それでは、まず、こども未来部所管の議案審査を行います。
議第43号「焼津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
資料は、議案書の85ページ、参考資料165ページです。
それでは、議第43号に対する質疑に入ります。
質疑のある委員は御発言お願いいたします。
- 鈴木まゆみ委員** 特定地域型保育事業者が連携施設を確保しないこととすることができる。経過措置を5年間延長する、とあるんですけど、連携施設というのは、どういった施設を指すのか、お尋ねします。
- 平岡雅子保育・幼稚園課長** 連携施設というのは、地域型保育事業所が、保育所ですとか幼稚園とか、そういうところと連携をして、保育に関する支援ですとか代替保育、それから、卒園後の受皿といったような役割をしてもらうために設備運営基準によって、その設定が義務づけられているものになります。
- 杉田源太郎委員長** ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 杉田源太郎委員長** 質疑を打ち切ります。
討論はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 杉田源太郎委員長** 討論を打ち切ります。
これより採決いたします。
議第43号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
（賛成者挙手）
- 杉田源太郎委員長** 挙手総員であります。よって、議第43号は原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議第44号「焼津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。
資料は87ページ、参考資料は170ページです。
それでは、議第44号に対する質疑に入ります。
質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○村松幸昌委員 改正前の支援を行うというのと、改正後の支援を実施する。意味する内容が違うと思うんですけど、ここを説明してください。

感覚的に行うというふうにすると、相談とか助言をできる範囲内で支援をするということで、新しいほうは、保育内容支援が1から幾つまで決まっっていて、これは完全にやり遂げるということが実施なのかなと思うんですけど、何か足りないときにはそこでペナルティーみたいなものが決まっちゃうのか、改正前は、曖昧だから、改正後決めて、それで着実にサービスをするという、そういうことなのかなというふうに思っていましたけど。

○平岡雅子保育・幼稚園課長 国の基になる条文をそのままこちらに移行しているんですけども、前のものと変わったところといいますと、下段のところ、家庭的保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が困難であると認める場合であって、こういう条件のものを満たすと認めるときは適用しないこととすることができるという付け加えになっていますので、その部分を反映して実施をするということかと考えます。

○村松幸昌委員 改正後は、保育の支援の内容がしっかり明文化されてきているんだということだから、それができなければ、第2項で、一番最後の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは規定を適用しないこととできる。だから、しっかりしたものがあるといふことの理解でいいんだよね。

○杉田源太郎委員長 そのほかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第44号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員です。よって議第44号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、こども未来部所管の議案の審査を終了します。

休憩(9:08～9:11)

○杉田源太郎委員長 次に、健康福祉部所管の議案審査を行います。

まず、議第4号「令和7年度焼津市国民健康保険事業特別会計予算案」を議題といたします。

資料は、予算書の221ページ以降です。

それでは、議第4号に対する質疑に入ります。

質疑については、なるべく款項目の順で、予算書のページ数と予算決算情報活用ソリューションの番号を伝えてから質疑をしてください。

それでは、質疑のある委員の御発言をお願いいたします。

- 池谷和正委員 予算書の228ページ、予算決算情報活用ソリューションの11番、1款4項1目総務費の趣旨普及事務費のところ、窓口の配布用のパンフレットとか、国民だよりの印刷及び新聞折り込み、金額的に少し減っているんですけど、PR、お知らせをすところを削っていくというのは、減った要因というのは何ですか。
- 渡仲貴之国保年金課長 前年度までは、2年に1回チラシをつくっていたんですが、令和7年度から単年度分で作ることに変えましたので、それで減っております。
- 村松幸昌委員 1款2項1目の収納管理費、予算決算情報活用ソリューションの6番、228ページの収納管理費1,203万8,000円、現状、郵便代などが上がっている、そのほか、口座振替やコンビニ収納、この辺が一番大きいのかなと思うんですよ。この辺の現状はどうですか。
- 前川英己納税促進課長 口座振替とかコンビニの金額については、令和6年度と同額を計上しております。
- 鈴木まゆみ委員 同じく1款総務費、2項徴税費、1目賦課徴収費の次の項目の滞納整理費944万2,000円で、予算決算情報活用ソリューション7番、その内訳に滞納者宅訪問催告及び外国人滞納者の通訳を行う会計年度任用職員2名に要する経費などあるんですけども、外国人滞納者は、何人ぐらいなのか想定についてお尋ねします。
- 前川英己納税促進課長 滞納整理費における外国人の通訳なんですけど、フィリピンの方で、昨年の出納閉鎖、5月末現在で外国の方が滞納している数が約800名おります。ただ、今現在は減ってきてまして、おおむね半分なんですけれども、また、令和6年度から令和7年度へ繰り越す方もいらっしゃるものですから、大体800名前後で、数は減っているんですけど、推移しております。
- 村松幸昌委員 800が400に半減したと聞いたんですけど、最後は、差押えとかという手段に行ったときに、不動産なんかを持っている人は少ないとすると、結局、回収不能になっちゃうんですか。
- 前川英己納税促進課長 外国の方は、確かに不動産を持っている方は非常に少ないものですから、給与とか預金を主に差押えしております。一番外国の方で困っているのが、帰国されちゃうこと。帰国されるともう取れないものですから、執行停止で帰国を待つという処分をしております。
- 鈴木まゆみ委員 金額にしてお幾らでしょうか、予算上。
見込まれる滞納者の金額は。
- 前川英己納税促進課長 来年度の見込みの滞納額はまだ出ていないんですけど、昨年の5月末の出納閉鎖時点で、国保の滞納金額がおおむね4,200万円ほどありました。
- 岡田光正委員 関連で、同じ内容なんですけれども、この予算自体は問題じゃないとは思いますが、今、高額医療に関しても、外国籍の方であっても国民健康保険に入っておれば、さっき言ったように、途中で帰国しちゃった、そういう問題もいろいろあるものですから、その辺の審査だとか、そういったものも多分国からもこれから話があるんじゃないかと思うんですけど、今回、予算の中で話はできていないかもしれませんが、どのような形でやっていったらいいのかというのは、また別の機会に議論していきたいと思いますので、調査をよろしくお願いいたします。
- 村松幸昌委員 予算書の232ページ、予算決算情報活用ソリューションの26番、人間ド

ック費なんですけど、内訳をお尋ねします。人間ドックが2万6,500円、脳ドック2万700円のそれぞれの算定基礎数です。

○渡仲貴之国保年金課長 令和7年度予算におきまして、人間ドック委託料が797件分、脳ドック委託料が228件分になります。

○村松幸昌委員 国保会計で見込んでいる母数797というのは、多分、過去3年間の実績を3年で割って出てきたのかと思うんですけど、見込み件数は797件なんだけど、これは国保加入者の何%ぐらいになるんですかという数字が必要になってくると思います。母数というのが分かっているならば、これは大体何%ぐらいの人数が797、228ですよというのが分かればお聞きします。

○渡仲貴之国保年金課長 過年度の実績で予算は立ててあります。母数からのパーセントでは出していないです。令和7年度の国民健康保険の被保険者数は、保険税とかの関係で算定をしております、例年減っているんですが、予算上は2万2,727人を見込んでおります。その方々がみんなドックを受けようと思えば受けられます。

○村松幸昌委員 同じ説明欄の2つ下に医療費通知事業費があります。私もはがきが来ますので見ているんですけど、DXで電子媒体を使って通知するというのを考えているのかいないのか。また、国の動向があれば教えてください。

○渡仲貴之国保年金課長 現在はDX化は考えておりません。焼津市におきましては年6回以上発送すると国費の対象になって、それより少ないと、純然の市の一般財源ベースになっちゃってもったいないので、年6回、紙で通知をしております。厚生労働省から、LINEとか、そういう発送でいいという通知は来ておりません。

○村松幸昌委員 DXは国も進めているんだから、地方からそういう声を上げて、郵便料も値上がっていることだし、人手も手間もかかることですから、要望していくようにお願いしたいと思います。意見として、言っておきます。

○岡田光正委員 特定健診の関係なんですけど、4款1項1目、230ページの予算決算情報活用ソリューションが25番、こちらは、昨年から156万3,000円減っているんですよ。どっちかというが増えるんじゃないかなと思ってたけど、減った理由というのは。

○八木彩子健康づくり課長 主に減額としたのは委託料になりまして、今年度8,005人の予定をしまして、40%を超える受診率を見込んでいたんですけども、現実、令和5年度36.1%ということで、少し現実に近づいた特定健診の人数で、40%ぐらいを予算要求させていただきまして、それが主な委託料として減額となっております。

○岡田光正委員 そのほか、受診券の郵送だとか、こういったものは増えているわけですよ、昨年よりも。なおかつ今度は、一般質問の中で話したけど、クロスIDを入れてくれるようになったと。これで結構落とすのか、落としながらもまた当然のことだけが増えてくるんだと思う。この辺、多少の金額でもありますけれども、できるだけ郵送費だとか、そういったものを抑えるためとか、今度、アプリの関係、これが完全にできてくれば下がるのかなと、あるいは逆にアプリ代が上がってくるのかなと、その辺ひとつよろしくお聞きしたいと思います。

○杉田源太郎委員長 そのほか、ありますか。

○岡田光正委員 次は、232ページ、基金の関係ですけども、国民健康保険事業基金積立金495万円、これは予定でございますが、現時点で基金残はお幾らになってますか。

- 渡仲貴之国保年金課長 基金の現在の残高ですが、令和6年度の執行が終わりますと、10億円906万6,967円です。
- 杉田源太郎委員長 先ほどの質疑の中で人間ドックのところなんですけど、今、焼津市と契約をしている人間ドックを実際に行う施設、これは何件か分かりますでしょうか。
- 渡仲貴之国保年金課長 人間ドックの対象の医療機関ですが、12の病院です。
- 杉田源太郎委員長 ホームページか何かに載っていたとは思いますが、その医療機関で利用している方の一番少ない人数は何人ぐらいですか。
- 渡仲貴之国保年金課長 一番少ないのが志太医師会の健診センターで、令和5年度の実績は、人間ドック3件です。
- 杉田源太郎委員長 3件と聞いてびっくりしているんですけど、私、前にそちらに質問要請とかしたことあるんですけど、この12の機関以外に、焼津市民で人間ドックを受けられている方がいると思うんですよ。そのときに、前に質問したときに答えていただいたのは、5件以上の方がその医療機関で人間ドックをやっているの、検討はするという窓口でお答えをいただいたんですけど、そういうことは新しいところと新たな契約になると思うんですけど、そういうものについてされていることはありますか。
- 渡仲貴之国保年金課長 まだ来年度の予算では入っておりませんが、静岡の聖隷、東静岡駅のところとはお話は今進めています、ただ、来年度では予算も取れていないものですから契約をする予定がないんですが、令和8年度予算に向けて、単価の擦り合わせですとか、幾らでやってくれるとか、そういうお話は今しているところですが、確定はしておりません。
- 杉田源太郎委員長 先ほど一番低いところで3件だということを聞いたもので、私が質問を受けた方というのは、前の職場で行って、会社を辞めてからもそこに資料があるからそこを受ける方はほかにもいると思ったもので、そのところは今、焼津市とは契約は結んでいないけど、何人ぐらい利用があるのか調べて検討する、検討するということはやらないということかなと思っちゃったけど、そんなことはない。今年度はまだできなかったけど、来年度は検討していただくということなので、またお願いはしたいと思うんですけど、対象医療機関について、また、窓口要望とかあったときには検討していただくようお願いします。
- もう一件、さっき滞納整理の質疑があったときに、その関連で質疑すればよかったんですけど、228ページです。今年度、滞納整理機構に移管されたというか、そういうふうに決めたのが何人ぐらいでしょうか。
- 前川英己納税促進課長 令和6年度は60件になります。令和7年度も60件を予定しております。
- 杉田源太郎委員長 その60件のうち、いわゆる生活困窮者、そういう方で税金が払えないということで、窓口も1回相談へ行ったことがあるんですけど、そういう生活困窮者の方で、特に国保が高くて払えない。だけど、相談にこの前行かせていただいたときには、その方が精神障害で、そのことをなかなか窓口で言えないというようなことはあるんですけど、こういういろんな障害がある人が、福祉との関係で連携はされているのかなと思ったんですけど、生活困窮者に対する滞納整理機構へ移管するしかないという、その決定をするに当たっての判断基準はどこにありますか。

○前川英己納税促進課長 基本的に生活困窮者は移管しておりませんが、移管する前に予告を暮れ頃に送ります。予告を送っても何も連絡がなく、資産の状況も不明、相談も全くないという方につきましては移管する可能性が高いんですけど、事前に分かっていたら移管しません。

○杉田源太郎委員長 今言ったように、分かっていたらということなんだけど、本人が生活困窮というほどではない、ぎりぎりです。奥さんの仕事だとか、息子さんの関係で、家賃だとか食費なんかもぎりぎり何とか耐えていたけど、生活困窮者としては扱えない。精神障害は、自分のことについてあまり言いたくないという、身体障害者とか知的障害者の場合というのは、誰かが言っていただけということがあるかもしれないけど、私も初めてそういう相談を受けて分かったんですけど、双極性というのは特に厳しいなという感じはしたんです。何種類かの手帳がありますけど、そういうものを持っておられる方が、その対象になっているかなっていないかというのは、もし分かっていたら、こういうことなんだけどということを相手に知らせることができるのかどうか、そういうことによって、こうですよ、ああですよというのを事前に説明があれば行けるのかなと。さっき言ったように、躁のときはいいけど、鬱になっているとき、切り替わりのときというのはかなり厳しい状況だというのは、私も初めて接して分かったんですけど、先ほど言ったいろんな障害者手帳をこの方が持っているな、持っていないなというのは、県が発行するか、市が発行するかによって違うと思うんですけど、そういうものを、例えば国保なら確実に分かっているはずなので、そちらとの確認をしていただくだとか、忙しい中で大変だと思いますけど、そういうところをまた気にしていただけようをお願いして終わります。

○村松幸昌委員 230ページの高額療養費支給費、予算決算情報活用ソリューション15です。

2024年度は2023年度に対して減額していましたよね。それを、今年また増やしたと理解しているんですけど、その理由と対象人数についてお尋ねします。

○渡仲貴之国保年金課長 予算の積算根拠としましては、過年度の実績から推計をしております。決算の状況が、令和3年度が約10億9,500万円、令和4年度が約11億4,200万円、令和5年度が約11億4,300万円、令和6年度が3月でもう支払いが終わったので、それが約11億8,700万円ということで、毎年上がっている状況でございます。予算算定した時期が年末ぐらだったんで、11億8,000万円ということで計上をしております。

○村松幸昌委員 傾向的に今国でもこの問題がすごく話になっていたじゃないですか。とにかくこの辺に対して、一番高額療養費で占めている病名って、例えば糖尿病だとか、そういうのは分かりますか。

○渡仲貴之国保年金課長 2月補正で高額療養を11億2,000万円に対して11億8,000万円に補正をしたんですが、そのときに傾向を確認しましたところ、難病の方が少しいて、その人、一月で800万円とかかかっちゃうので、そういう難病で高額の人が、今年、ここ数か月はいらっしまいました。

○杉田源太郎委員長 同じページの下に高額介護合算療養費支給費というところで、150万円あるんですけど、この内訳を教えてください。

○渡仲貴之国保年金課長 内訳はございませんが、過去数年間の決算ベースで金額を推定

してあります。令和3年度108万7,345円、令和4年度162万8,833円、令和5年度140万4,190円、過去3年の決算額から予算として推定しております。

○杉田源太郎委員長 歳入なんですけれど、226ページ、6款1項1目の3番目のところ、未就学児均等割保険税繰入金なんですけど、焼津市の場合はまだ均等割がなくなっていないわけなんですけど、この均等割の内訳というか、対象をお尋ねします。

○渡仲貴之国保年金課長 未就学児均等割の軽減人数の見込みですが、7割軽減が140人、5割軽減77人、2割軽減が76人で見込んであります。

○杉田源太郎委員長 7割の軽減のところ、140人はかなり多いなと思うんですが、対象としては、生活保護だとか、そういうところは入らないのかな。対象がどういうレベルの方たちか聞きたいんですけど。

○渡仲貴之国保年金課長 生活保護の方ではないですが、所得階層で7割、5割、2割ということで、算定式につきましては、国民健康保険税条例に基づいてやっております。

○杉田源太郎委員長 そのほかありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第4号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員であります。よって、議第4号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩(9:46~9:49)

○杉田源太郎委員長 それでは、次に、議第7号「令和7年度焼津市介護保険事業特別会計予算案」を議題といたします。

資料は、予算書の264ページ以降です。

それでは、議第7号に対する質疑に入ります。

質疑はなるべく款項目の順番に行うことと、初めに予算書のページ数及び予算決算情報活用ソリューションの番号を伝えて質疑をお願いします。

○岡田光正委員 267ページ、歳入の1款1項1目、いわゆる特別徴収分、普通徴収分それぞれ、去年と同予算なんだけれども、人数は多分この時期増えてくるんじゃないかなというような気がするんですけど、どんなあんばいなのでしょう。金額的に算出根拠をお尋ねします。

○飯塚隆晴介護保険課長 この特別徴収と普通徴収の人数ですけども、予算の策定期、前年の9月の時点の特別徴収と普通徴収の割合で算定しておりますので、人数は出しておりません。

○岡田光正委員 そうすると、予算に関して、それよりも増えるとかという予想はない。

- 飯塚隆晴介護保険課長 当然、新しく年度が変わって、毎月、年齢到達した人とか、転出した人とか、亡くなった方の更正をしますので増減はあるんですけども、比較のところでは88万4,000円は、これは計画で65歳以上の人数が減るという見込みがあるものですから、その分を減らしております。
- 岡田光正委員 冊子を去年つくっていただいて、最近、あちこちで説明会みたいなものやっていたらいいように、令和6年度からでしたよね、これが変わったの。それこそ皆さんに御理解いただけるように、予算前にぜひ説明会をやっていたらありがたいなと思いました。
- 鈴木まゆみ委員 予算書272、273ページ、予算決算情報活用ソリューションは2番で、総務費、総務管理費の一般管理費で、1款1項1目です。前年より909万6,000円の増額なんですけど、内訳が6つ書かれていまして、人件費ですとか旅費、一般消耗品費ですとか、介護実態調査費がありますが、主にどれに多く予算がついたのか、教えてください。
- 飯塚隆晴介護保険課長 大きな要因としましては、介護実態調査、これが、来年、再来年と2か年で次期の計画を策定するものですから、来年、調査を行うというものが大きなもので400万円ぐらい増えております。そのほか、会計年度任用職員の賃金増加と、金融機関の振込手数料等も増えているものですから、総額900万円ちょっとの増額となっております。
- 杉田源太郎委員長 今の1款1項1目の中で、資格確認経費があるんですけど、この内訳、何人ぐらい確認証を出したのか、対象の人数をお尋ねします。
- 飯塚隆晴介護保険課長 資格確認の対象は、新保険証発行見込みということで1万200枚を予定しております。
- 村松幸昌委員 今のところ、もう一度詳しく説明してもらえますか。
- 飯塚隆晴介護保険課長 資格確認経費ということで、予算の計上としましては、先ほど言いましたように1万200人分の被保険者証の予算で、ほかには、カバーの費用とか、あと、負担割合証、介護認定を受けた場合、その人の負担は幾らですという負担割合証とかも新たに発行する必要があるものですから、そういうものの印刷というか、紙代ですね。あと、パンフレット、先ほど岡田委員が見せてくれたようなパンフレット等の、小さい版とかになるんですけど、そういうものが含まれております。
- 村松幸昌委員 伸び率が約26.6%なんです。そうすると、これは右肩上がりです上がっていくというのは、状態としてどういうことを言っているんですか。資格確認証の経費で見る介護保険の資格確認業務については、どういう形になっているのかなど。その辺、経費とか何かもいいですけど。
- 飯塚隆晴介護保険課長 増加の理由としましては、今回は郵送料が高くなっている部分が大いなる要因かと思っております。あとは、右肩上りに高齢者人口が増えていくものですから、若干資格取得者が増えてくる部分が増えていくという形です。
- 杉田源太郎委員長 ページは274、275で、一番上の運営協議会会費、この中身は、運営委員の報酬だと思うんですけど、この運営協議会はどのくらいの頻度で開かれていますか。
- 飯塚隆晴介護保険課長 来年は3回を予定しております。
- 杉田源太郎委員長 この運営委員会は、傍聴は可能なんですか。

- 飯塚隆晴介護保険課長 今までは特に広報をしておりません。今後も特に広報する予定はないんですけれども、特に駄目という規定もないし、いいという規定もないという状況であります。
- 杉田源太郎委員長 そういう規定がないということは、傍聴は可能だということだと思うんですけど、いつ、その委員会が開かれるかというのは、広報が何もされていないとなると、したいなと思ってもできないということになると思うんですけど、通知だとか、そういうものはどこかでしてもらっては考えていらっしゃいますか。
- 飯塚隆晴介護保険課長 現在、公表等はしてないという状況であります。円滑な運営をまずできるかどうかというところが、公表というか、公開の基準の1つの目安になると思います。あとは個人情報の関係などがあると思うので、そのあたりを勘案しながら検討していきたいと思います。
- 杉田源太郎委員長 検討していただきたいなど。個人情報も、その委員会の中では話されるのかどうかというのは分からないんですけど、全体的に今年度は今こういう状態だ、ああいう状態だ。それに対して、今後こうしていこうというようなことが、多分この委員会の中では当然話されると思うんですけど、どんな方向で、また、先ほどの資格保険証の問題もあるんですけど、何でこうなんだろう、どうのこうのということは、いつ頃話されるのか分からないんですけど、年3回であれば参加できるときは聞いてみたいという気はしたもんで、議会事務局にこういうのがあるよということだけでも知らせていただければなと思うんですけども、検討していただくということでもよろしく願いいたします。
- 岡田光正委員 それでは、279ページ、3款1項1目の介護予防通所介護相当サービス事務費、予算決算情報活用ソリューションの43番になります。それと、通所型サービスA、B、C、それぞれどのぐらいの事業所があって、内容的にはどういったところをお尋ねします。
- 杉山広晃地域包括ケア推進課長 まず、介護予防の事業所の数ですけども、がん予防通所介護相当サービスが指定で54か所ございます。それから、サービスA事業所が指定で6か所、こちらは、高麓、永田デイ、じゅまる、つばさ、大井川いきいき倶楽部、つばさ豊田の6社、件数は、令和5年度が3万8,855回、それから、サービスAが4,145件、通所型サービスBが93件、通所型サービスCが115件。
- 池谷和正委員 277ページ、予算決算情報活用ソリューションの37番、2款5項1目高額療養合算介護サービス費について、要介護認定者の1年間の医療給付と介護給付の自己負担額の合計額が一定額を超えた場合に支給するのが1,355万8,000円ということで、金額が大きく増えた理由をお尋ねします。
- 飯塚隆晴介護保険課長 医療と介護のそれぞれの部分で高額になった部分を合算してなので、医療費が高くなったというのもあると思うんですけど、介護給付費も1人当たりの給付費が上がっている部分が影響をしているんじゃないかと、推測しております。
- 鈴木まゆみ委員 予算決算情報活用ソリューションの63番、ページは280、281です。3款3項2目在宅医療・介護連携推進事業費869万円のところです。内訳の経費で、需用費、消耗品費、在宅ケア連携ファイル「あたたかい目」の印刷製本費、次の委託料にも製本委託分というふうにあるんですけども、先ほどおっしゃった1万200人の新規の

方の製本費になるのか、これまで利用されている方に新たに製本をし直すといいますが、そういったものなのか、お尋ねします。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 介護認定を新たに受けた方に渡すものでございまして、先ほど1万200という数字を介護保険課で答弁しておりますけれども、こちらの作成は1,600冊ということで予算計上しております。

○鈴木まゆみ委員 今の1,600冊と先ほどの1万200人を見込んでいるという、その差は、ファイルが与えられる人と与えられない人がいるということですか。

○飯塚隆晴介護保険課長 先ほどの約1万人は65歳到達の方で、このファイルは認定者が対象です。1万のうち、今、認定率が18%ぐらいなので、1,600という数になります。

○鈴木まゆみ委員 では、ファイルを長年使われている方もいて、くたくたになっている場合は、その都度、交換されるのでしょうか。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 当然、最初にお渡ししているんですけども、何回か使っていると、どうしてもぼろぼろになったりしますので、事務局に来ていただければ新しいものをお渡しすることは可能かと思えます。

○杉田源太郎委員長 新しいものができたかどうかというのは、使っている人は分からないかもしれない。

○杉山広晃地域包括ケア推進課長 あたたかい目ノートというのは、ほとんど中身は変わりません。日記みたいなものがついてはいるんですけど、ページ数がありますので、なくなれば追加するという、そのような形にしております。

○杉田源太郎委員長 そのほか、ありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第7号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員です。よって、議第7号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩(10:09~10:16)

○杉田源太郎委員長 次に、議第8号「令和7年度焼津市後期高齢者医療事業特別会計予算案」を議題といたします。

資料は予算書の291ページ。

それでは、議第8号に対する質疑に入ります。

同じように予算書のページ、予算決算情報活用ソリューション番号を伝えて、質疑を始めてください。

歳入のところで、全体で2億1,200万円増えているわけなんですけど、これが増える

のは、後期高齢者に移ってくるということ、それが大きな要因だと思うんですけど、大体何人ぐらいを予定しているんですか。

○渡仲貴之国保年金課長 保険者数ですが、今すぐ出ないので、後ほど答弁します。

○村松幸昌委員 予算決算情報活用ソリューションの番号の1番です。ページ数295、296、後期高齢者医療広域連合納付金の、ソリューションの説明欄のところから繰入れた保険基盤安定負担金分と書いてありますが、法定内繰入れ、法定外繰入れの区分をお尋ねします。

○渡仲貴之国保年金課長 法定内の繰入れになります。

○村松幸昌委員 法定内繰入れだということは分かりました。これも金額が増えてくると、法定内で納まらなくなった場合には、法定外で繰入れをもらわなければならないという事態になるのかなと思いますけど、全て法定内で収まっちゃうのか確認です。

○渡仲貴之国保年金課長 負担割合が決まっております、県の負担金が一般会計に入ってきます。県の負担金が4分の3と市の負担金の負担する分の4分の1を市の一般会計から特別会計に出して、それが保険料ですので、広域連合にそのままそれを納める形になります。

先ほどの推計が出まして、保険者数ですが、令和7年度の見込みが、毎年増えていく見込みになっておりますが、2万4,501人です。

前年度が2万4,030人ですので、471名の増で見込んであります。

○杉田源太郎委員長 そのほか、どうですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第8号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員であります。よって、議第8号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩(10:22~10:30)

○杉田源太郎委員長 それでは、次に、議第29号「焼津市個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

議案書の4ページ、参考資料は16ページです。

それでは、議第29号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○鈴木まゆみ委員 重度心身障害者等に対して、これまで個人番号を独自利用せずに、今回から利用するようにした根拠をお尋ねします。

○小野田 豊障害福祉課長 今回の条例の改正は、具体的に申し上げますと、個人番号、

これをキーとしまして、庁内の情報連携が可能になるとともに条例制定後に国の個人情報保護委員会、こちらに届出をすることで、行政機関や地方公共団体が相互に特定個人情報やり取りする情報提供ネットワークシステム、こちらの利用が可能となりまして、これまで市外から転入された方につきましては、受給者御本人から紙面で提出をしていただきました所得証明書、これを提出する必要がなくなります。受給者の負担が軽減されるということになります。

○鈴木まゆみ委員 市外の方が対象になる、市外からの方の手續に対する対応ということ
でいいでしょうか。

○小野田 豊障害福祉課長 今回の改正で庁内の情報連携も可能になるということと、今
申し上げたように、市外から転入された方、あと、住所地特例で市外の施設に入られて
いる方、こちらの方からの紙面で頂いた書類を今度はシステムから情報を取れるよう
になります。対象者は、令和5年度で85人ぐらいの方がいらっしゃるの、その手續がな
くなるということになります。

○村松幸昌委員 参考資料の25ページ、新旧対照表のところなんですけれども、不妊治療
に要する費用の助成に関する事務であって、規定で定めること。これが、なくなってい
ますよね。どういうことなのか、説明をお願いします。

○八木彩子健康づくり課長 不妊治療につきましては、令和4年度から保険適用の治療に
なりまして、一般不妊治療は、その前に自費で行ったものの治療を対象に助成を行っ
ておりました。治療が令和4年度の3月31日までに終わったものに対して、その治療が終
わってから2年間で治療したものに対して助成をしておりまして、その治療が終わっ
てから1年まで申請ができるので、令和6年度をもって申請がなくなるということになり
ますので、独自事務としてマイナンバーを使っておりましたが、その必要がなくなります
ので、今回廃止にさせていただきました。

○杉田源太郎委員長 ほかにありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 ほかにないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第29号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員です。よって、議第29号は原案のとおり可決すべきものと
決しました。

次に、議第37号「焼津市高齢化社会対策基金条例を廃止する条例の制定について」を
議題といたします。

資料は議案書の39ページです。

それでは、議第37号に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 ないようですので、質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第37号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員です。よって、議第37号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

それでは、次に、議第45号「焼津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。

資料は、議案書の89ページです。

それでは、議第45号に対する質疑に入ります。

質疑のある委員は御発言をお願いいたします。

○岡田光正委員 22万円を24万円に改めたことによって、多少の歳入出の影響が出てくるかと思うんですけど、どのぐらいの影響が出ていますか。

○渡仲貴之国保年金課長 22万円から24万円に限度額を上げることで、こちらの試算では22世帯に影響があると見込んでおります。

○杉田源太郎委員長 この22世帯が22万円から24万円になるということ、ここについては、年齢とか収入など詳細は分かれますか。

○渡仲貴之国保年金課長 算定としましては、令和6年7月1日現在で限度額が3,000億円といいますか、基礎課税額は後期と介護がもともとありまして、一番上から65万円、22万円、17万円なんですが、真ん中の後期が22万円から24万円になるということで、全部データを入替えて対象者を回しましたので、その世帯数は分かるんですが、どういう方たちが上がったかまでは分かりません。

○杉田源太郎委員長 後期の分で、どういう世帯の環境の方とか、それは分からないということなんだけど、何となく富裕層と言われるような、そういうことでいいのか、確認です。

○渡仲貴之国保年金課長 上限額まで行くということですので、そもそも所得が多い世帯であります。算定したときにどんな世帯かというのをこちらで見えておまして、該当世帯の中で、基準所得金額が一番低い世帯は、およそ1,000万円の所得のある世帯で、世帯構成は夫婦2人と子どもが2人いる自営業の場合で上がっております。

所得ですので、収入はもっと上がります。

売上げはもっとあります。

○鈴木まゆみ委員 今、厚生労働省の概要説明を見ているんですけども、高齢化等により医療給付費等が増加する中で、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料負担の上限を引上げず、保険料率の引上げにより必要な保険料収入を確保した場合、高所得層の負担は変わらない中で、中間所得層の負担が重くなるという説明なんですけれども、先ほどの22世帯への影響というのは、22世帯にとってはよいというか、助かる影響という意味だったのでしょうか。

○渡仲貴之国保年金課長 上限額を上げることで、22世帯については、税額の負担が増え

る形になります。

○杉田源太郎委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 これで質疑を打ち切ります。

討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○杉田源太郎委員長 討論を打ち切ります。

これより採決いたします。

議第45号について、これを原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○杉田源太郎委員長 挙手総員であります。よって、議第45号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、健康福祉部所管の議案審査が終了いたしました。

これをもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了いたしましたので、市民福祉常任委員会を閉会いたします。

閉会 (10:40)